

【１：２型】

調査等業務技術提案書作成要領

(総合評価落札方式)

1 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

【競争参加資格確認申請書】

- ① 提出文書・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
- ② (様式 1-1) に係る資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地証明書類
(様式 1-2) 提出書類一覧
- ③ 同種業務の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- ④ (様式 2) に係る TECRIS 登録や契約書の写し及び業務内容が証明できる書類
- ⑤ 業務成績評定の平均点計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3
- ⑥ (様式 3) に係る低入札価格調査業務の業務成績評定通知書の写し
- ⑦ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4
- ⑧ (様式 4) に係る管理技術者及び照査技術者の資格者証等の写し
- ⑨ 予定管理技術者の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5
- ⑩ (様式 5) に係る契約書の写し並びに業務内容及び経験が証明できる書類
- 【技術提案書】・・・・・・・・・・・・・・・・・〔表紙〕
- ⑪ 予定管理技術者の経験及び能力・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 6
- ⑫ (様式 6) に係る TECRIS 登録や資格者証の写し及び継続教育取得単位の証明書の写し
- ⑬ 企業の実績、信頼性・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 7
- ⑭ (様式 7) に係る業務成績評定通知書の写し及び表彰状の写し
- ⑮ 業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 8
- ⑯ 技術提案・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 9

【別添】 調査業務等における賃上げの表明した企業等の技術提案書について

(2) 技術提案書のサイズは A 4 とし、(1) の各様式及び表紙による。

(3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。

(4) 各様式の添付書類について、各様式の末尾に添付すること。

また、添付書類（資料）が複数の様式の証明に使用し、添付書類（資料）を省略する場合は、「様式○添付書類（資料）参照」と記載するか参照箇所が確認できる目録を添付すること。

2 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、全様式（表紙含む。）を提出する。

記載事項	内容に関する留意事項
【競争参加資格確認申請書】	② 資格確認通知書の写しを必ず添付すること。 ② 支店・営業所の場合は、所在地及び本店との関係が証明できる書類を添付すること。
(1) 同種業務の実績	① 元請として業務が完了し、引渡しが済んでいる業務実績について別表の 1 を参照し記載する。 ② 同種業務は、別表の 2 の要件を満たす業務とする。 ※本店が東北森林管理局管外にあり、東北各県に支店、営業所がある場合、各支店の実績は本店・各支店及び各営業所を含む会社全体の実績として認めることとする。 ③ 同種業務として記載した業務が、各森林管理局・署等が発注し業務成績評価を実施したものである場合には、業務成績評価通知書の写しを提出すること。なお、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。 ④ 業務実績は、業務名、発注機関名、履行場所、契約金額、履行期間、業務内容のほか、業務の履行条件、業務成績評価の有無等を記載する。 ⑤ 記載様式は、様式 2 とする。
(2) 業務成績評価の平均点計算書	① 業務成績評価の平均点計算書は、各森林管理局・署等が発注した調査等業務のうち、過去 2 年間（60 点未満も含む）について、署名、業務名、完了検査年月日、評定点、低入札の有無のほか、平均点を記載する。 ② 低入札価格調査対象業務がある場合は、当該業務の業務成績評価通知書の写しを提出すること。 ③ 記載様式は、様式 3 とする。
(3) 業務実施体制	① 当該業務を担当する予定技術者名を記載する。 ② 管理技術者と照査技術者は、双方を兼ねることはできないものとし、その資格は、次の要件を満たしているものであること。 なお、管理技術者にあつては次のすべての基準を満たす者とし、照査技術者にあつては次のアの基準を満たす者とする。 ア．技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林部門（森林土木）に限る。）を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実

	務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。 (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者 (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者 (ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業後（卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者 (エ) （社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタント協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者 イ. 管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験は別表の 3 のとおり。 ③ 法令による資格欄には、当該技術者が所有する資格の種類、部門（選択科目）、取得年月日、登録番号を記載する。 ④ 管理技術者及び照査技術者については、資格者証等の写しを提出すること。 ④ 記載様式は、様式 4 とする。
(4) 予定管理技術者の実績	① 予定管理技術者の氏名は、上記「様式 4」に記載した者と同一者名とする。なお、名前が一致しない場合は、競争参加資格が認められないので留意すること。 ② 同種業務の実績欄については別表の 4 を参照し記載すること。 ※本店が東北森林管理局管外にあり、東北各県に支店、営業所がある場合、各支店の実績は本店・各支店及び各営業所を含む会社全体の実績として認めることとする。 ③ 同種業務として記載した業務が、各森林管理局・署等が発注し、業務成績評定を実施したものである場合には、業務成績評定通知

	書の写しを提出すること。なお、評定点が 60 点未満のものは、実績として認めない。 ④ 業務実績は、業務名、発注機関名、業務場所、契約金額、履行期間、従事役職、業務内容、業務成績評定の有無等を記載する。 ⑤ 記載様式は、様式 5 とする。
【技術提案書】	※ 技術提案書の表紙〔表紙〕を必ず添付すること。
(5) 予定管理技術者の経験及び能力	① 予定管理技術者の氏名は、上記「様式 4 及び様式 5」に記載した者と同一者名とする。なお、名前が一致しない場合は、技術者評価に係る得点を一切与えないこととなるので留意すること。 ② 保有する資格は、技術士（森林部門又は総合技術監理部門の選択科目が「森林土木」に限る）の取得の有無、林業技士（森林部門）の取得の有無及びその他業務の履行に有用な資格の取得の有無並びに取得年月日を記載する。 ③ 管理技術者の評定点は、各森林管理局・署等が発注した調査等業務のうち、過去 2 年間に管理技術者として従事し、技術者評定を受けたすべて（60 点未満も含む）の業務を記載する。（照査技術者、担当技術者として従事した業務は記載しないこと。） 記載内容は、署名、業務名、業務概要、完了検査年月日、技術者成績評定点、減点の有無のほか、平均点を記載する。 ④ 技術提案書提出時の手持ち業務状況は、管理技術者として従事している 1 千万円以上のすべての業務（森林整備保全事業以外も含む）を記載する。 記載内容は、技術提案書提出時の手持ちの業務件数、総金額のほか、手持ちの業務名、発注機関、履行期間、契約金額を記載する。 ⑤ 継続教育に対する取組状況は、森林分野又は建設系 CPD 協議会の土木分野別に、認証団体と前年度の取得ポイント（CPD 時間数、ユニット数など）を単位も含めて記載する。 <u>※森林分野の専門技術課題のうち「林産の領域」は対象としない。</u> なお、年間の取得ポイント数を証明する資料の写しを添付すること。 ⑥ 記載様式は、様式 6 とする。

(6) 企業の実績、信頼性	① 低入札価格調査の実績は、過去 2 年間で以降本公告入札日までにおいて東北森林管理局・署等が発注した調査等業務のうち、低入札価格調査を受けたすべての業務を記載する。 記載内容は、低入札価格調査対象業務の有無、対象となった署名、業務名、入札年月日のほか、無効・未評価・調査中の別又は業務成績評定点などを記載する。 なお、評価済みの低入札価格調査対象業務がある場合は、「業務成績評価通知書」の写しを添付すること。 ② 過去の業務実績は、過去 2 年間でにおいて東北森林管理局・署等が発注した調査等業務のうち、業務成績評価において減点されたすべての業務を記載する。 記載内容は、業務成績評価における減点の有無、減点された業務の対象となった署名、業務名、完了検査年月日のほか、減点数を記載する。 なお、減点された業務の「業務成績評価通知書」の写しを添付すること。 ③ 信頼性は、過去 2 年間で以降本公告入札日までにおいて東北森林管理局・署等の指名停止などの不誠実な行為の有無を記載する。 なお、不誠実な行為に該当する場合には詳細な内容を示す書類を添付すること。 ④ 業務に関する表彰実績は、前年度までの過去 10 年間でにおいて農林水産大臣・林野庁長官又は森林管理局長からの森林土木工事に係る調査等業務に関する表彰実績を記載し、表彰状の写しを添付すること。 なお、林野庁長官表彰の実績として「(一社) 森林技術コンサルタンツ協議会」が行う表彰制度も含まれる。 ⑤ えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん、ユースエールのいずれかの認定について記載する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 9 条若しくは第 12 条に基づく認定（第 9 条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）を受けている（えるぼし、プラチナえるぼし認定企業）、又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。以下同じ。）を策定している（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業に限る。） ○ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく認定を受けている（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）第 15 条に基づく認定を受けている（ユースエール認定企業） ⑥ 東北森林管理局災害復旧調査業務委託対象の登録者であり、か
---------------	---

	つ過去 2 年間に東北森林管理局管内で国有林野事業として実施した災害復旧調査業務の実績について記載する。 実績がある場合は契約書等、受注実績の分かる書類（写）を添付する。 ⑥ 記載様式は、様式 7 とする。
(7) 業務の実施方針等	業務の実施方針等は、以下の①～③について記載すること。 実施方針等の記載にあたっては、記載した内容を履行するための契約金額の増額変更は行わないので、受注者の責めにおいて提案すること。 ① 業務目的、内容、調査地域の特性、法令制限等を踏まえ、業務の実施方針を簡潔に記載する。 ② 当該業務を実施する際の業務の流れを簡潔に記載する。 ③ 主な作業について簡易な工程表を作成し、主たる担当技術者の配置について記載する。 ④ 記載様式は、様式 8 とする。
(8) 技術提案 (提案内容の的確性、実現性及び獨創性)	技術提案は、1:3 型及び 1:2 型にあつては以下の①～③を、1:1 型にあつては②～③について、業務の内容や調査の対象となる地域・箇所の特性を踏まえて記載すること。 技術提案の記載にあたっては、記載された内容を履行するための契約金額の増額変更は行わないので、受注者の責めにおいて提案すること。 〔1:3 型及び 1:2 型の適用項目〕 ① 総合的なコストに関する事項 ・ 工事コストの縮減や維持管理費及び更新費を含めたライフサイクルコスト等 〔全ての型に共通適用する項目〕 ② 目的物の性能・機能と調査の精度に関する事項 ・ 目的物の初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能 ・ 調査精度の維持、向上のための取組等 ③ 社会的要請に関する事項 ・ 環境の維持 ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策等 ④ 記載様式は、様式 9 とする。

- (注) 1 同種業務の実績には、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関、社印を有する部分）及び業務計画書等の業務内容が証明できる書類を添付すること。
- 2 配置予定の管理技術者及び照査技術者の資格証明には、資格者証等の写しを添付すること。配置予定の管理技術者及び照査技術者の従事経験が証明できる書類を添付すること。
- 3 配置予定管理技術者の実績には、契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関）並びに業務計画書等の業務内容及び従事経験が証明できる書類を添付すること。
- 4 入札公告において明示した資格又は実績（以下「資格等」という。）を業務実

績情報システム(TECRIS)の登録が完了している業務により確認できる場合は、各様式に TECRIS 登録番号を記載することにより、契約書の写しや当該業務に従事したことが確認できる資料の添付を省略できるものとする。

ただし、資格等を TECRIS で確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【予定技術者の経験及び能力】		配点 19 点
保有する資格	技術士（森林部門（森林土木））、林業技士（森林部門）、その他の資格（１級土木施工管理技士又は１級建設機械施工技士等、業務の履行に有用な資格）の有無について評価	
過去に担当した業務の成績(過去２年間の平均)	管理技術者として従事した各森林管理局・署等発注業務のうち、過去２年間の技術者成績評定の結果に応じて評価	
技術者の専任性	管理技術者として従事している１千万円以上のすべての業務（森林整備保全事業以外も含む）の手持ち業務件数、総金額に応じて評価	
継続教育（過去１年間）	管理技術者の森林分野又は建設系ＣＰＤ協議会の土木分野の継続教育の有無及び前年度の取得ポイントに応じて評価 ※森林分野の専門技術課題のうち「林産の領域」は対象としない	
【企業の実績、信頼性】		14 点
低入札価格調査の実績	過去２年間で降本公告入札日までの東北森林管理局・署等が発注した調査等業務における低入札価格調査の有無及び回数、調査結果や業務成績評定点に応じて評価	
過去の業務成績	過去２年間の東北森林管理局・署等が発注した調査等業務の業務成績評定における減点の有無及び回数に応じて評価	
信頼性	過去２年間で降本公告入札日までの東北森林管理局・署等の指名停止の有無に応じて評価	
業務に関する表彰実績等	過去１０年間に於ける、農林水産大臣・林野庁長官又は森林管理局長からの森林土木工事に係わる調査等業務に関する表彰実績の有無に応じて評価	
ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん、ユースエール	

	のいずれかの認定等の取得状況等に応じて評価	
地域への貢献	東北森林管理局災害復旧調査業務委託対象の登録者であり、かつ過去2年間に東北森林管理局管内で国有林野事業内を実施した災害復旧調査業務の実績の有無について評価	
賃上げの実施への取り組み	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	2点
【業務の実施方針等】		1:3型、
業務理解度(1:1型は実施手順の妥当性に含んで1項目で評価)	業務内容、調査地域の特性等が理解され、実施方針に的確に反映され妥当性が高い場合に優位に評価	1:2型の 配点10点
実施手順の妥当性	前提条件を把握し、必要な検討が行われた上で実施手順が検討されている場合に優位に評価	1:1型の 配点5点
【技術提案】		1:3型、
総合的なコスト(1:1型は除く)	提案の実現性等が高い場合に優位に評価(1:3型及び1:2型に適用)	1:2型の 配点15点
工事目的物の性能・機能と調査精度	工事目的物の機能・性能を理解し、現地実態を踏まえた提案となっている場合に優位に評価	1:1型の 配点20点
社会的要請	施工箇所の位置付けを理解し、社会的要請を踏まえた提案となっている場合に優位に評価	
技術等の得点(最大値)合計		60点

(2) 総合評価の方法等

ア. 技術等に対する得点は、各評価項目の評価点の合計とし、得点配分は60点とする。

イ. 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分(1:1型は60点、1:2型は30点、1:3型は20点)を乗じて得た値とする。

得点＝価格に対する配分得点×(1－入札価格／予定価格)

ウ. 総合評価は、入札者の申込みに係るアとイの合計点による「評価値」をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

ア. 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

② 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ. 上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 責任の所在等

ア. 契約担当官等が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方針等を指定しない部分の業務に関する業者の責任が軽減されるものではない。

イ. 技術等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

ウ. 業務完了後の検査の際に、提案の履行状況が請負者の責により満足できない場合には、満足できない評価項目ごとに、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

4 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び評価の着目点は以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点
(1) 技術者資格	技術士（森林部門（森林土木））、林業技士（森林部門）、その他の資格（1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士等、業務の履行に有用な資格）の有無について評価
(2) 過去に担当した業務の成績	各森林管理局・署等が発注した調査等業務の業務成績評定における管理技術者の技術者成績評定点の平均点数（60点未満も含む）（過去2年間に完了検査した業務の平均点数）
(3) 技術者の専任性	1件あたり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数及び総額
(4) 継続教育（過去1年間）	森林分野又は建設系CPD協議会の土木分野の前年度の取得ポイント数に関する継続教育の有無
(5) 低入札価格調査の実績	東北森林管理局・署等が発注した調査等業務における低入札価格調査対象業務の有無及び回数（過去2年間から本公告入札日まで）
(6) 過去の業務実績	東北森林管理局・署等が発注した調査等業務における業務成績評定の減点の有無及び回数（過去2年間）
(7) 信頼性	東北森林管理局・署等の指名停止等の有無（過去2年間から本公告入札日まで）
(8) 業務に関する表彰実績等	過去10年間における、農林水産大臣・林野庁長官又は森林管理局長からの森林土木工事に係わる調査等業務に関する表彰実績の有無に応じて評価
(9) ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん、ユースエールのいずれかの認定等の取得状況等に応じて評価

	上記について、認定の取得状況の有無についての評価
(10) 地域への貢献	東北森林管理局災害復旧調査業務委託対象の登録者であり、かつ過去2年間に東北森林管理局管内で国有林野事業として実施した災害復旧調査業務の実績の有無について評価
(11) 業務理解度	保安林等の法制度、森林整備保全事業、業務の対象となる地域・箇所特性、業務の目的・内容の理解度
(12) 実施手順の妥当性	前提条件の把握、検討内容・手法等提案の的確性・妥当性
(13) 総合的なコスト (1:1型は除く)	維持管理費・更新費を含めたライフサイクルコスト縮減への対応
(14) 目的物の性能・機能と調査精度	② 目的物の初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能への対応 ② 調査精度の維持・向上のための取組
(15) 社会的要請	① 水質汚濁、木製構造物、生物多様性、景観保全等、環境の維持に対する取組 ② 特別な安全対策が必要な場合の取組 ③ 現地発生材利用、省資源・リサイクル対策への取組

【技術提案書作成要領】 別表

1. 同種業務の実績	平成23年4月1日以降に元請けとして、②に示す当該業務と同種の業務（以下、「同種業務」という。）のうち、業務が完了し、引き渡しが進んでいるものの中から、各森林管理局・署等が発注したものを優先して代表的なものを1件記載する。
2. 同種業務	同種業務は、次の要件を満たす業務とする。 治山関係事業における工事の測量設計業務
3. 2(3)② 配置予定技術者の資格・業務経験	イ 平成23年4月1日以降に、上記2に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。 ただし、各森林管理局・署等発注業務で、かつ、業務成績評価を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは、実績として認めない。
4. 2(4) 予定管理技術者の実績	② 同種業務の実績欄には、平成23年4月1日以降に、上記2に示す同種業務のうち、業務が完了し、引き渡しが進んでいるものの中から、各森林管理局・署等が発注したものを優先して代表的なものを1件記載する。

※ 各事項、過去○年間の考え方は、簡素化対象工事の該当年度を基準としており、技術提案書作成要領及び各要領様式に掲げた期間の定義は次のとおり。

- ①「過去1年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日までの1年度間。（令和7年4月1日から令和8年3月31日）
- ②「過去2年間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間。（令和6年4月1日から令和8年3月31日）
- ③「過去5年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた5年前の4月1日から前年度3月31日までの5年度間。（令和3年4月1日から令和8年3月31日）
- ④「過去10年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間。（平成28年4月1日から令和8年3月31日）
- ⑤「過去15年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間。（平成23年4月1日から令和8年3月31日）